

新	旧
目 次	目 次
第1章 計画策定の概要	第1章 計画策定の概要
1 計画策定の趣旨 1	1 計画策定の趣旨 1
2 計画策定の背景 1	2 計画策定の背景 1
3 計画の位置づけ 4	3 計画の位置づけ 4
4 計画の期間 4	4 計画の期間 4
5 計画の体系 5	5 計画の体系 5
第2章 計画の基本的な考え方	第2章 計画の基本的な考え方
1 基本理念 6	1 基本理念 6
2 基本目標 6	2 基本目標 6
第3章 基本施策の推進	第3章 基本施策の推進
1 人権教育・人権啓発の推進..... 8	1 人権教育・人権啓発の推進..... 8
2 相談・支援体制の充実 9	2 相談・支援体制の充実 9
3 人権尊重を基調とする総合施策の推進 10	3 人権尊重を基調とする総合施策の推進 10
第4章 分野別施策の推進	第4章 分野別施策の推進
1 同和問題 11	1 同和問題 11
2 女性の人権 13	2 女性の人権 13
3 子どもの人権 15	3 子どもの人権 15
4 障害者の人権 17	4 障害者の人権 17

5 高齢者の人権 ……………	19	5 高齢者の人権 ……………	19
6 外国人の人権 ……………	21	6 外国人の人権 ……………	21
7 患者の人権 ……………	23	7 患者の人権 ……………	23
8 性的指向・性自認等 ……………	23	8 性的指向・性自認等 ……………	23
9 インターネットによる人権侵害 ……………	25	9 インターネットによる人権侵害 ……………	25
10 その他の人権 ……………	26	10 その他の人権 ……………	26
第5章 計画の総合的な推進		第5章 計画の総合的な推進	
1 推進体制……………	28	1 推進体制……………	28
2 関係機関・団体との連携……………	28	2 関係機関・団体との連携……………	28
3 計画の進行管理……………	28	3 計画の進行管理……………	28
計画推進の目標値一覧……………	29	計画推進の目標値一覧……………	29
用語の解説（文中に※印）……………	30	用語の解説（文中に※印）……………	30
= 資料編 =		= 資料編 =	
守山市民憲章 ……………	35	守山市民憲章 ……………	35
守山市人権尊重都市宣言 ……………	35	守山市人権尊重都市宣言 ……………	35
守山市人権尊重のまちづくり条例 ……………	36	守山市人権尊重のまちづくり条例 ……………	36
<u>守山市人権尊重のまちづくり審議会要綱</u> ……………	37	守山市人権尊重のまちづくり推進協議会設置要綱 ……	37
<u>守山市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿</u> ……………	39	守山市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿 ……	39
人権問題に関する年表 ……………	40	人権問題に関する年表 ……………	40

新	旧
<p>第1章 計画策定の概要</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>「人権」とは、人間が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。この基本的人権の尊重は、「世界人権宣言」で初めて公式に認められ、「日本国憲法」の基本原理のひとつになっています。</p> <p>守山市では、これまでに「世界人権宣言」と「日本国憲法」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない、明るく住みよい社会の実現を目指し、各種施策を行ってきました。</p> <p>しかし、家庭・学校・地域社会等の社会生活において、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、患者等に関わる差別や偏見等の人権問題が依然として存在するとともに、インターネット上への差別書き込みや、性的指向・性自認※1等に関する偏見、また各種ハラスメント※2や新型コロナウイルス感染症に関連する差別等、新たな人権課題も発生しています。</p> <p>2021年(令和3年)に策定した「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」が5年目を迎えたことから、 2025年(令和6年)に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査(以下、市</p>	<p>第1章 計画策定の概要</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>「人権」とは、人間が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。この基本的人権の尊重は、「世界人権宣言」で初めて公式に認められ、「日本国憲法」の基本原理のひとつになっています。</p> <p>守山市では、これまでに「世界人権宣言」と「日本国憲法」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない、明るく住みよい社会の実現を目指し、各種施策を行ってきました。</p> <p>しかし、家庭・学校・地域社会等の社会生活において、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、患者等に関わる差別や偏見等の人権問題が依然として存在するとともに、インターネット上への差別書き込みや、性的指向・性自認※1等に関する偏見、また各種ハラスメント※2や新型コロナウイルス感染症に関連する差別等、新たな人権課題も発生しています。</p> <p>2011年(平成23年)に策定した「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」が計画の期限を迎えたことから、今回、これまでの取組の評価と検証を行い、また、法令等の整備や新たな人権課題、さらには2019年(令和元年)に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査</p>

民意調査とする)の結果等を踏まえ、成果と課題について必要な見直しを行い、改定するものです。

今後は、本計画に基づき、守山市人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚と人権擁護をめざし、関係施策の総合的かつ効果的な実施に努めます。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

1948年(昭和23年)、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という人権の基本的な考え方が国際的基準として示されました。

その後も国連は、1965年(昭和40年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1966年(昭和41年)に「国際人権規約」、1979年(昭和54年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」、2006年(平成18年)に「障害者の権利に関する条約」等多くの条約を採択し、人権尊重、差別撤廃に向けた国際的な取組を展開しています。

また、1994年(平成6年)の第49回国際連合総会において、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。この計画の終了を受けて、2005年(平成17年)からは「人権教育

(以下、市民意識調査とする)の結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定するものです。

今後は、本計画に基づき、守山市人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚と人権擁護をめざし、関係施策の総合的かつ効果的な実施に努めます。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

1948年(昭和23年)、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という人権の基本的な考え方が国際的基準として示されました。

その後も国連は、1965年(昭和40年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1966年(昭和41年)に「国際人権規約」、1979年(昭和54年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」、2006年(平成18年)に「障害者の権利に関する条約」等多くの条約を採択し、人権尊重、差別撤廃に向けた国際的な取組を展開しています。

また、1994年(平成6年)の第49回国際連合総会において、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。この計画の終了を受けて、2005年(平成17年)からは「人権教育

のための世界計画※3」が採択され、初等・中等教育をテーマとした第1フェーズ(段階)の取組が始まりました。2020年(令和2年)から2024年(令和6年)までの第4フェーズとして、「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が行われました。2024年(令和6年)には、「人権教育世界プログラム第5段階(2025-2029)」が採択され、取組が進められることになりました。

(2) 国内における動向

わが国は、国連が決議した多くの人権関係条約に批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた各種の人権施策を進めてきました。

1997年(平成9年)には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、人権教育と人権啓発のより一層の充実を図るために、2000年(平成12年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進

のための世界計画※3」が採択され、初等・中等教育をテーマとした第1フェーズ(段階)の取組が始まりました。現在は2020年(令和2年)から2024年(令和6年)までの第4フェーズとして、「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が始まっています。この第4フェーズでは、2015年(平成27年)に国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標4.7※4と連携させることも盛り込んでいます。

(2) 国内における動向

わが国は、国連が決議した多くの人権関係条約に批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた各種の人権施策を進めてきました。

1997年(平成9年)には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、人権教育と人権啓発のより一層の充実を図るために、2000年(平成12年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進め

められており、近年では、2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)※5」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) ※6」、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)※7」が、2023年(令和5年)6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律(LGBT理解増進法)が、2025年(令和7年)4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法(略称 情プラ法))が相次いで施行されています。

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が日本を含めた世界各地で広まり、その感染拡大に伴い、感染者や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷、差別等の人権侵害が社会問題となりました。これに対処するため、2021年(令和3年)2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、差別の防止にかかる規定が設けられました。

(3) 滋賀県内における動向

滋賀県では、国の「人権教育のための国連10年」の国内行動計画に基づき、1998年(平成10年)に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定されました。1999年(平成11年)には滋賀県人権施策推進懇話会が設置され、翌年に人権施策推進に向けた基本理念や推進体系等について提言がまとめられています。

られており、近年では、2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)※5」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) ※6」、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)※7」が相次いで施行されています。

また、2020年(令和2年)には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が日本を含めた世界各地で広まりを見せ、その感染拡大に伴い、感染者や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷、差別等の人権侵害が社会問題となっています。

(3) 滋賀県内における動向

滋賀県では、国の「人権教育のための国連10年」の国内行動計画に基づき、1998年(平成10年)に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定されました。1999年(平成11年)には滋賀県人権施策推進懇話会が設置され、翌年に人権施策推進に向けた基本理念や推進体系等について提言がまとめられています。

この提言や、国内外における人権尊重の気運の高まりを踏まえて、2001年(平成13年)に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されるとともに滋賀県人権施策推進本部が設置され、人権施策の推進体制が整えられました。

また、この条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、2003年(平成15年)に「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。

その後、2004年(平成16年)に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定され、この計画の後継計画として2011年(平成23年)に「滋賀県人権施策推進計画」が策定されました。そして、**2024年(令和6年)**に同計画の**第2次改定版**が作成され、県の人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図る行動計画として、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざした施策の推進が図られています。

(4) 本市における動向

本市では、1995年(平成7年)9月に「守山市人権尊重都市宣言」を行い、1996年(平成8年)7月に「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

こうした宣言や条例に基づき、2011年(平成23年)に「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりの実現に向け、さまざまな人権施策の推進に総合的に取り組んできました。また、国において、2016年(平成28年)に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、**2023年(令和5年)に「LGBT理解増進法」が、**

この提言や、国内外における人権尊重の気運の高まりを踏まえて、2001年(平成13年)に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されるとともに滋賀県人権施策推進本部が設置され、人権施策の推進体制が整えられました。

また、この条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、2003年(平成15年)に「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。

その後、2004年(平成16年)に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定され、この計画の後継計画として2011年(平成23年)に「滋賀県人権施策推進計画」が策定されました。そして、**2016年(平成28年)**に同計画の**改訂版**が作成され、県の人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図る行動計画として、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざした施策の推進が図られています。

(4) 本市における動向

本市では、1995年(平成7年)9月に「守山市人権尊重都市宣言」を行い、1996年(平成8年)7月に「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

こうした宣言や条例に基づき、2011年(平成23年)に「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりの実現に向け、さまざまな人権施策の推進に総合的に取り組んできました。また、国において、2016年(平成28年)に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、法律の周知や相談体

<p><u>2025年(令和7年)に「情報流通プラットフォーム対処法」</u>が施行されたことに伴い、法律の周知や相談体制の充実に努めてまいりました。</p> <p>今後も、条例の趣旨を踏まえ、市民意識調査の結果や社会情勢の変化等を見据えながら必要に応じて計画の見直しを行い、各種の人権施策を推進していきます。</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、「<u>守山市人権尊重のまちづくり条例</u>」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。本計画の策定にあたっては、国および滋賀県が策定した関連計画並びに<u>守山市長期ビジョン2035</u>をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。</p> <p style="text-align: center;">図</p> <p>4 計画の期間</p> <p>計画期間は、2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間とします。なお、<u>社会情勢等の変化に的確に対応するため、2025年度(令和7年度)に中間見直しを行いました。</u></p> <p>5 計画の体系</p> <p>この計画は、次のような体系となっています。 図</p>	<p>制の充実に努めてまいりました。</p> <p>今後も、条例の趣旨を踏まえ、市民意識調査の結果や社会情勢の変化等を見据えながら必要に応じて計画の見直しを行い、各種の人権施策を推進していきます。</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、「<u>守山市人権尊重のまちづくり条例</u>」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。本計画の策定にあたっては、国および滋賀県が策定した関連計画並びに<u>第5次守山市総合計画</u>をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。</p> <p style="text-align: center;">図</p> <p>4 計画の期間</p> <p>計画期間は、2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間とします。なお、<u>社会情勢や関連法制度の策定、見直し等を勘案して、令和7年度(2025年度)に中間見直しを行うこととします。</u></p> <p>5 計画の体系</p> <p>この計画は、次のような体系となっています。 図</p>
--	--

新	旧
<p style="text-align: center;">第2章 計画の基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">1 基本理念</p> <p>人権をおもんじ信頼しあえるまち ～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～</p> <p>人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。</p> <p>本市は「守山市民憲章」の5項目のうちの1つとして「人権をおもんじ信頼しあえるまち」を掲げています。また、「守山市人権尊重都市宣言」には、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに過ごせるまちの実現への願いが込められています。</p> <p>このようなまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重する態度を養い、人権意識を高め、自ら差別をなくす行動をとる力を培うことにより、人と人との絆づくりの輪を広げていくことが大切です。</p> <p>このことから、本計画が目指す守山の姿として「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」を掲げ、「人権を相互に認めあい、差別をなくし、人権を尊重するまち」の実現に向けて市民一人ひとりが行動できるよう、取組を推進します。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 計画の基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">1 基本理念</p> <p>人権をおもんじ信頼しあえるまち ～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～</p> <p>人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。</p> <p>本市は「守山市民憲章」の5項目のうちの1つとして「人権をおもんじ信頼しあえるまち」を掲げています。また、「守山市人権尊重都市宣言」には、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに過ごせるまちの実現への願いが込められています。</p> <p>このようなまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重する態度を養い、人権意識を高め、自ら差別をなくす行動をとる力を培うことにより、人と人との絆づくりの輪を広げていくことが大切です。</p> <p>このことから、本計画が目指す守山の姿として「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」を掲げ、「人権を相互に認めあい、差別をなくし、人権を尊重するまち」の実現に向けて市民一人ひとりが行動できるよう、取組を推進します。</p>

2 基本目標

本計画では、「守山市人権尊重のまちづくり条例」の制定趣旨の具現化をめざし、基本理念を実現するため、次の3つの目標を定め取り組みます。

【基本目標】

図↓

目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標2 人権を擁護するまちづくり

目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

基本目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

図↓

人権が尊重される豊かな社会の実現には、市民一人ひとりが「人権とは何か」「人権を侵害する差別はどのように生じているか」「人権が侵害されるとどのようなことが起こるのか」等について正しく理解する必要があります。そのための最も基本的な施策として「人権教育」と「人権啓発」の機会を拡充し、市民の人権意識の高揚を図ります。

基本目標2 人権を擁護するまちづくり

図↓

2 基本目標

本計画では、「守山市人権尊重のまちづくり条例」の制定趣旨の具現化をめざし、基本理念を実現するため、次の3つの目標を定め取り組みます。

【基本目標】

図↓

目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標2 人権を擁護するまちづくり

目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

基本目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

図↓

人権が尊重される豊かな社会の実現には、市民一人ひとりが「人権とは何か」「人権を侵害する差別はどのように生じているか」「人権が侵害されるとどのようなことが起こるのか」等について正しく理解する必要があります。そのための最も基本的な施策として「人権教育」と「人権啓発」の機会を拡充し、市民の人権意識の高揚を図ります。

基本目標2 人権を擁護するまちづくり

図↓

人権侵害への速やかで適切な対応のために必要なのは、相談・支援体制を整えることと、相談窓口等の情報が提供されることです。

そのために、国や県、他市町、各種団体等の人権関係相談窓口と相互に連携をとるなか、相談・支援に関する制度の整備と、制度や相談窓口の周知を図り、人権擁護を推進します。

基本目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり



同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、市民一人ひとりが自分自身の問題として向き合い、差別に気づき、自ら積極的に差別をなくす行動をとるよう、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりに、総合行政として取り組みます。

人権侵害への速やかで適切な対応のために必要なのは、相談・支援体制を整えることと、相談窓口等の情報が提供されることです。

そのために、国や県、他市町、各種団体等の人権関係相談窓口と相互に連携をとるなか、相談・支援に関する制度の整備と、制度や相談窓口の周知を図り、人権擁護を推進します。

基本目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり



同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、市民一人ひとりが自分自身の問題として向き合い、差別に気づき、自ら積極的に差別をなくす行動をとるよう、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりに、総合行政として取り組みます。

新	旧
<p>第3章 基本施策の推進</p> <p>1 人権教育・人権啓発の推進</p> <p>市民一人ひとりが、人権意識をもつことの大切さについて理解し、お互いの人権を尊重し、自ら「差別のない、明るく住みよい社会」を築いていこうとする姿勢を身につけることが大切です。そのためには、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の実態と市民意識の現状について正しく理解し、広く周知・啓発を行うことが必要です。</p> <p>しかし、市民意識調査では、市や自治会等で開催する人権についての研修会に「参加したことがない」と回答した人が約6割で、年代別にみると、若い年代ほど参加率が低くなっているという結果でした。</p> <p><u>2020年度(令和2年度)からの数年間は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により各種研修会の開催が見合わせられた影響があると考えられますが、地域や職場など身近なコミュニティにおける人権学習の重要性を発信するとともに、人権教育・人権啓発の内容や方法に一層の工夫を加えて、若年層をはじめすべての年齢層に対して人権意識の浸透を図るとともに、市民の人権尊重に向けた主体的な活動を支援していくことが必要です。</u></p> <hr/> <p>(1) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発</p> <p>家庭、地域、学校・園、企業での研修をはじめ、あらゆる機会を通じた</p>	<p>第3章 基本施策の推進</p> <p>1 人権教育・人権啓発の推進</p> <p>市民一人ひとりが、人権意識をもつことの大切さについて理解し、お互いの人権を尊重し、自ら「差別のない、明るく住みよい社会」を築いていこうとする姿勢を身につけることが大切です。そのためには、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の実態と市民意識の現状について正しく理解し、広く周知・啓発を行うことが必要です。</p> <p>しかし、市民意識調査では、市や自治会等で開催する人権についての研修会に「参加したことがない」と回答した人が約5割で、年代別にみると、若い年代ほど参加率が低くなっているという結果でした。</p> <p>このことから、人権教育・人権啓発の内容や方法に一層の工夫を加えて、若年層をはじめすべての年齢層に対して人権意識の浸透を図るとともに、市民の人権尊重に向けた主体的な活動を支援していくことが必要です。</p> <p><u>また、感染症の流行等社会情勢により、集合研修や街頭啓発等が実施しづらい状況においては、代替手段の工夫も必要です。</u></p> <p>(1) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発</p> <p>家庭、地域、学校・園、企業での研修をはじめ、あらゆる機会を通じた</p>

<p>人権教育と啓発を着実に推進します。</p> <p>また、市民の自主的なグループやサークルの人権学習を支援し、市民主体の人権 教育を推進します。</p> <p>(2) 人との交流を通じて学ぶ人権教育</p> <p>人権に関わるさまざまな問題の本質を理解するためには、その問題の当事者 の立場にたつて 学ぶことが重要です。市民一人ひとりが自らの人権についての認識を深めるとともに、さまざまな文化や多様性を認め合い、互いに交流し合うことから学ぶことが大切です。子どもたちをはじめすべての市民が、人権尊重について日常的に話しあい、学びあって人権意識を高めあう環境づくりを進めます。</p> <p>(3) 学びを深める学習手法や内容の工夫</p> <p>これまでの知識習得型の学習から、さらに気づきから行動に結びつく体験型・参加型による実践的学習へ発展することができるように教育・啓発の手法や内容について工夫を行い、対象者に合わせた学習機会の提供を進めます。</p> <p>社会情勢等により、集合研修ができない場合は、啓発資料の配布や啓発動画の紹介を行う等代替の学習手段について適切な提案を行います。</p> <p>また、人権感覚と実践力を備えたリーダー育成に努めるとともに、さまざまなところで進められる学習の機会において、効果的な教材配布や情報提供に努めます。</p>	<p>人権教育と啓発を着実に推進します。</p> <p>また、市民の自主的なグループやサークルの人権学習を支援し、市民主体の人権 教育を推進します。</p> <p>(2) 人との交流を通じて学ぶ人権教育</p> <p>人権に関わるさまざまな問題の本質を理解するためには、その問題の当事者 に 学ぶことが重要です。市民一人ひとりが自らの人権についての認識を深めるとともに、さまざまな文化や多様性を認め合い、互いに交流し合うことから学ぶことが大切です。子どもたちをはじめすべての市民が、人権尊重について日常的に話しあい、学びあって人権意識を高めあう環境づくりを進めます。</p> <p>(3) 学びを深める学習手法や内容の工夫</p> <p>これまでの知識習得型の学習から、さらに気づきから行動に結びつく体験型・参加型による実践的学習へ発展することができるように教育・啓発の手法や内容について工夫を行い、対象者に合わせた学習機会の提供を進めます。</p> <p>社会情勢等により、集合研修ができない場合は、啓発資料の配布や啓発動画の紹介を行う等代替の学習手段について適切な提案を行います。</p> <p>また、人権感覚と実践力を備えたリーダー育成に努めるとともに、さまざまなところで進められる学習の機会において、効果的な教材配布や情報提供に努めます。</p>
--	--

<p>2 相談・支援体制の充実</p> <p>本市では、人権擁護委員※8による定期的な人権相談を実施しているほか、「女性・男性の悩み相談」、「DV相談」等さまざまな相談内容に応える相談窓口を開設しています。</p> <p>しかし、市民意識調査では、人権侵害を受けたときの対応として、「身近な人に相談した」と回答した人が<u>26.0%</u>で最も多く、次いで「黙ってがまんした」が<u>24.0%</u>という結果でした。</p> <p>この状況から、「黙ってがまんした」という人が過去の調査よりも減少し、「身近な人に相談した」と回答した人が増加しました。人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないように各種相談窓口の情報を広報や市ホームページ等を活用し、悩みを抱える人たちに届くよう周知を図ることが必要です。</p> <p>人権侵害が確認された場合は、関係機関や専門機関と連携しながら、相談者に寄り添った相談および支援に努めるとともに、近年、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談員へ研修機会を提供する等資質の向上にも努めます。</p> <p>(1) 相談窓口の周知</p> <p>人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずにひとりで悩みを抱えることがないように、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口のさらなる周知に努めます。</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>市内の個々の相談窓口で対応が困難な場合や、他の専門的な機関で対応することが適切な場合には、速やかに他の相談窓口や専門機関</p>	<p>2 相談・支援体制の充実</p> <p>本市では、人権擁護委員※8による定期的な人権相談を実施しているほか、「女性・男性の悩み相談」、「DV相談」等さまざまな相談内容に応える相談窓口を開設しています。</p> <p>しかし、市民意識調査では、人権侵害を受けたときの対応として、「黙ってがまんした」と回答した人が<u>42.1%</u>で最も多く、次いで「身近な人に相談した」が<u>21.1%</u>という結果でした。</p> <p>この状況から、多くの人が相談窓口を知らない、あるいは知っているも利用しないことが課題となっており、各種相談窓口の情報を広報や市ホームページ等を活用し、悩みを抱える人たちに届くよう周知を図ることが必要です。</p> <p>人権侵害が確認された場合は、関係機関や専門機関と連携しながら、相談者に寄り添った相談および支援に努めるとともに、近年、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談員へ研修機会を提供する等資質の向上にも努めます。</p> <p>(1) 相談窓口の周知</p> <p>人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずにひとりで悩みを抱えることがないように、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口のさらなる周知に努めます。</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>市内の個々の相談窓口で対応が困難な場合や、他の専門的な機関で対応することが適切な場合には、速やかに他の相談窓口や専門機関</p>
--	--

<p>へつなげるよう連携を図ります。</p> <p>(3) 相談員の資質の向上</p> <p>人権侵害を受けている人からの相談は、複数の要因がからみあっている場合が多く、相談員には、それぞれの分野に関する専門的かつ人権全般にわたる幅広い知識や人権尊重の視点を持つことが必要であり、研修会を実施する等相談員の資質の向上に努めます。</p> <p>(4) 人権擁護関係委員等との連携の充実</p> <p>人権擁護委員や人権擁護推進員※9等、国や県の制度として本市に配置・設置されている各相談員との定期的な会議や研修会を開催し、相互の連携を図ります。</p> <p>3 人権尊重を基調とする総合施策の推進</p> <p>人が個人として尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むうえで欠くことのできないものです。人権に関わる施策は、それぞれの課題ごとに固有に取り組むべきものがありますが、それぞれの課題が複雑に絡み合っている場合は、問題がより深刻化する傾向があり、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。</p> <p>そのため、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、市政全般にわたって人権尊重の視点に立った施策の総合的な取組を推進します。</p> <p>また、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりには、市民と協働し人権教育・人権啓発を進めるとともに、職員一人ひとりが人権感覚と実践力を身に付け、地域における先導的な役割を担っていくことが必要です。</p>	<p>へつなげるよう連携を図ります。</p> <p>(3) 相談員の資質の向上</p> <p>人権侵害を受けている人からの相談は、複数の要因がからみあっている場合が多く、相談員には、それぞれの分野に関する専門的かつ人権全般にわたる幅広い知識や人権尊重の視点を持つことが必要であり、研修会を実施する等相談員の資質の向上に努めます。</p> <p>(4) 人権擁護関係委員等との連携の充実</p> <p>人権擁護委員や人権擁護推進員※9等、国や県の制度として本市に配置・設置されている各相談員との定期的な会議や研修会を開催し、相互の連携を図ります。</p> <p>3 人権尊重を基調とする総合施策の推進</p> <p>人が個人として尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むうえで欠くことのできないものです。人権に関わる施策は、それぞれの課題ごとに固有に取り組むべきものがありますが、それぞれの課題が複雑に絡み合っている場合は、問題がより深刻化する傾向があり、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。</p> <p>そのため、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、市政全般にわたって人権尊重の視点に立った施策の総合的な取組を推進します。</p> <p>また、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりには、市民と協働し人権教育・人権啓発を進めるとともに、職員一人ひとりが人権感覚と実践力を身に付け、地域における先導的な役割を担っていくことが必要です。</p>
---	---

<p>(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進 人権を基本とする行政は、日常の業務はもちろんのことすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、「あらゆる人々の立場に立つ」、「自分自身の課題としてとらえる」、「すべての施策に関わりを持つ」の3つの人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。</p> <p>(2) 個人情報保護(プライバシー保護) マイナンバーの利用拡大や個人情報保護法の改正等、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが求められる中、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」、「<u>守山市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>」等に基づき、市民の基本的な人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護に努めます。</p> <p>(3) 職員の資質の向上・先導的役割の推進 市民の立場から施策や事業が推進できるよう今後とも継続して研修を実施するとともに、それぞれの地域においても職員が先導的役割を果たしていきます。</p>	<p>(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進 人権を基本とする行政は、日常の業務はもちろんのことすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、「あらゆる人々の立場に立つ」、「自分自身の課題としてとらえる」、「すべての施策に関わりを持つ」の3つの人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。</p> <p>(2) 個人情報保護(プライバシー保護) マイナンバーの利用拡大や個人情報保護法の改正等、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが求められる中、「<u>守山市個人情報保護条例</u>」等に基づき、市民の基本的な人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護に努めます。</p> <p>(3) 職員の資質の向上・先導的役割の推進 市民の立場から施策や事業が推進できるよう今後とも継続して研修を実施するとともに、それぞれの地域においても職員が先導的役割を果たしていきます。</p>
---	---

新	旧
<p>第4章 分野別施策の推進</p> <p>1 同和問題</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市では、部落差別の実態がある限り、行政の責務として、同和問題の早期解決に向けて、総合行政として積極的に取り組むことを基本姿勢とし、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境に対する物的な基盤整備については改善されましたが、誤った認識や偏見による部落差別がいまだに残っています。</p> <p>全国的には、住民票等の不正取得行為による結婚・就職に関わる差別や全国の被差別地域を記載した書籍がインターネット上に掲載され差別情報や差別発言が拡散される事態が生じています。本市においても、賤称語を用いた誹謗中傷やえせ同和行為※10が依然として発生しています。こうした問題の解決を目指し、2016年(平成28年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、相談体制の充実や教育・啓発の実施、部落差別の実態調査等の国・地方公共団体の責務が明示されました。</p> <p>市民意識調査では、同和問題に関心がある人が<u>33.3%</u>と、他の分野の人権問題に比べて関心が低いという結果が出ています。</p>	<p>第4章 分野別施策の推進</p> <p>1 同和問題</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市では、部落差別の実態がある限り、行政の責務として、同和問題の早期解決に向けて、総合行政として積極的に取り組むことを基本姿勢とし、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境に対する物的な基盤整備については改善されましたが、誤った認識や偏見による部落差別がいまだに残っています。</p> <p>全国的には、住民票等の不正取得行為による結婚・就職に関わる差別や全国の被差別地域を記載した書籍がインターネット上に掲載され差別情報や差別発言が拡散される事態が生じています。本市においても、賤称語を用いた誹謗中傷やえせ同和行為※10が依然として発生しています。こうした問題の解決を目指し、2016年(平成28年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、相談体制の充実や教育・啓発の実施、部落差別の実態調査等の国・地方公共団体の責務が明示されました。</p> <p>市民意識調査では、同和問題に関心がある人が<u>24.6%</u>と、他の分野の人権問題に比べて関心が低いという結果が出ています。</p>

また、同和問題の解決に向けて、「私にできることからやっていきたい」と考える人の割合が26.5%と4人に1人程度にとどまっています。「何も触れずにそっとしておいたほうが自然と無くなってしまふ。取り立てて問題にすることで広がってしまう」と考える人 (30.7%) よりも少ないという結果でした。これは、そっとしておいても差別はなくなるということを表していると言えます。

こうしたことから、同和問題の解決には、市民が同和問題を自分事として考え、差別は絶対に許されないと認識すること、差別行動に直面したとき、それが差別であると見抜けること、そして差別をなくすために自ら進んで解決しようとする態度・実践力を身につけることが必要です。

そのための最も効果的な手段は、繰り返し正しい知識を身につけるとともに、差別問題に出会った時に、間違いを指摘できる力を育成することです。これまで積み上げてきた学校・園、地域、企業等における教育・啓発活動を発展的に継承し、より多くの市民が同和問題と正しく出会い正しく理解する学習の機会となるよう、内容や手法に工夫を凝らしながら、教育・啓発活動の一層の充実に努めることが求められています。

(2) 施策の方向
表 担当課照会中

また、同和問題の解決に向けて、「私にできることからやっていきたい」と考える人の割合が24.3%と4人に1人程度にとどまっています。「何も触れずにそっとしておいたほうが自然と無くなってしまふ。取り立てて問題にすることで広がってしまう」と考える人 (32.0%) よりも少ないという結果でした。これは、そっとしておいても差別はなくなるということを表していると言えます。

こうしたことから、同和問題の解決には、市民が同和問題を自分事として考え、差別は絶対に許されないと認識すること、差別行動に直面したとき、それが差別であると見抜けること、そして差別をなくすために自ら進んで解決しようとする態度・実践力を身につけることが必要です。

そのための最も効果的な手段は、繰り返し正しい知識を身につけるとともに、差別問題に出会った時に、間違いを指摘できる力を育成することです。これまで積み上げてきた学校・園、地域、企業等における教育・啓発活動を発展的に継承し、より多くの市民が同和問題と正しく出会い正しく理解する学習の機会となるよう、内容や手法に工夫を凝らしながら、教育・啓発活動の一層の充実に努めることが求められています。

(2) 施策の方向
表 担当課照会中

2 女性の人権

(1) 現状と課題

女性の人権を尊重するためには、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが欠かせません。

本市では、「守山市男女共同参画推進条例」および「第4次守山市男女共同参画計画」に基づき、研修会等の開催による男女共同参画意識の向上や政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、さまざまな取組を進めてきました。男女共同参画社会づくりの実現に向けた代表的な指標である審議会等の女性委員の登用率は、2024年度(令和6年度)末において38.3%で、5年前の2019年度(令和元年度)末の36.4%より1.9ポイント増加しているものの、いまだ目標値に達していません。

2024年度(令和6年度)の男女共同参画に関する市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に「同感する」「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計割合が18.7%(前回値33.2%)と2割を下回り、徐々に変化がみられるものの、男性では20.5%(前回値43.5%)と前回調査から23ポイント減少しており、家庭生活や地域生活の場において、意識面においては、固定的な性別役割分担意識解消の傾向が進みつつあります。こうした現状は全国的な課題であり、性別による固定的な役割分担意識を解消し、あらゆる場面で男性も女性も個人の能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた意識改革を進めていくことが必要です。特に子どものころから性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が必要です。

2 女性の人権

(1) 現状と課題

女性の人権を尊重するためには、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが欠かせません。

本市では、「守山市男女共同参画推進条例」および「第3次守山市男女共同参画計画」に基づき、研修会等の開催による男女共同参画意識の向上や政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、さまざまな取組を進めてきました。男女共同参画社会づくりの実現に向けた代表的な指標である審議会等の女性委員の登用率は、2019年度(令和元年度)末において36.4%で、5年前の2014年度(平成26年度)末の34.7%より1.7%増加しているものの、第3次で設定した目標値に達していません。

2019年度(令和元年度)の男女共同参画に関する市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に「同感する」「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計割合が33.2%(前回値38.1%)と3割を超え、徐々に変化がみられるものの、男性では43.5%(前回値40.7%)と前回調査から3%程度増加しており、家庭生活や地域生活の場において、今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。こうした現状は全国的な課題であり、性別による固定的な役割分担意識を解消し、あらゆる場面で男性も女性も個人の能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた意識改革を進めていくことが必要です。特に子どもころから性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が必要です。

また、前述の市民意識調査では、異性からの暴力について自分が直接被害を受けたことのある女性が、「セクシュアル・ハラスメント※12」では21.4%、「ドメスティック・バイオレンス(DV)※13」では、9.8%でした。男性では、それぞれ、3.0%、4.1%となっており、女性のほうが男性より被害者が多いことがわかります。これまで、「女性・男性の悩み相談」をはじめとする各種相談窓口・相談体制の充実に努めてきましたが、さらに、相談窓口の認知度の向上や被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関とのより一層の連携の強化を図る必要があります。

(2) 施策の方向

表 担当課照会中

また、前述の市民意識調査では、異性からの暴力について自分が直接被害を受けたことのある女性が、「セクシュアル・ハラスメント※12」では13.0%、「ドメスティック・バイオレンス(DV)※13」では、9.8%でした。男性では、それぞれ、1.9%、2.3%となっており、女性のほうが男性より被害者が多いことがわかります。これまで、「女性・男性の悩み相談」をはじめとする各種相談窓口・相談体制の充実に努めてきましたが、さらに、相談窓口の認知度の向上や被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関とのより一層の連携の強化を図る必要があります。

(2) 施策の方向

表 担当課照会中

<p>3 子どもの人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市では、<u>2025年(令和7年)</u>3月に「子ども・子育て応援プラン2025(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画・子どもの貧困対策計画)」を策定し、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供や子どもと子育て家庭への支援の充実等、包括的な子ども子育て支援に取り組むとともに、教育分野では、<u>2024年(令和6年)4月</u>に「第3期守山市教育行政大綱」を策定し、「子どもの育ち連携」のもと、子どもの教育にかかる基本的事項を定め、施策を進めています。</p> <p>しかし、少子化や核家族化、家族形態の多様化により、家庭や地域社会における子育ての難しさが進み、児童虐待や子どもの貧困の発生が問題となっています。</p> <p>学校においては、SNS※14の利用の増加に伴って、コミュニケーションがとりにくい状況等から子どもが加害者や被害者になり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。また、いじめや不登校の早期発見・早期対応が求められており、児童生徒が相談しやすい環境づくりや、学校と家庭との連携が必要です。さらに、ネグレクト※15傾向や養育力不足が疑われる家庭が増加しており、こうした家庭への対応の必要性が増しています。</p> <p>市民意識調査では、「子どもに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「子どもに食事を与えない」や「生まれてこなければよかったのに、と言う」、「子どもの前で配偶者に暴力をふるう」等、いわゆる「ネグレクト」や「心理的虐待」</p>	<p>3 子どもの人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市では、<u>2020年(令和2年)</u>3月に「子ども・子育て応援プラン2020(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画・子どもの貧困対策計画)」を策定し、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供や子どもと子育て家庭への支援の充実等、包括的な子ども子育て支援に取り組むとともに、教育分野では、<u>2019年(令和元年)7月</u>に「第2期守山市教育行政大綱」を策定し、「子どもの育ち連携」のもと、子どもの教育にかかる基本的事項を定め、施策を進めています。</p> <p>しかし、少子化や核家族化、家族形態の多様化により、家庭や地域社会における子育ての難しさが進み、児童虐待や子どもの貧困の発生が問題となっています。</p> <p>学校においては、SNS※14の利用の増加に伴って、コミュニケーションがとりにくい状況等から子どもが加害者や被害者になり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。また、いじめや不登校の早期発見・早期対応が求められており、児童生徒が相談しやすい環境づくりや、学校と家庭との連携が必要です。さらに、ネグレクト※15傾向や養育力不足が疑われる家庭が増加しており、こうした家庭への対応の必要性が増しています。</p> <p>市民意識調査では、「子どもに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「子どもに食事を与えない」や「生まれてこなければよかったのに、と言う」、「子どもの前で配偶者に暴力をふるう」等、いわゆる「ネグレクト」や「心理的虐待」</p>
---	---

<p>にあたる行為を特に問題だと考える回答が大半を占めているという結果が出ています。</p> <p>また、2020年(令和2年)4月には、後を絶たない児童虐待問題への対応を強化するため、親権者などによる体罰を禁止する「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(改正児童虐待防止法)」が施行されました。<u>2023年(令和5年)4月には、「こども基本法」が施行され、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが定められました。</u></p> <p>子どもが一人の人間として尊重され、個性が生かされるとともに、他人を思いやり命を大切にすることを育んでいくことが求められます。次世代を担う子ども達の権利が保障されるとともに、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できるよう支援していくことが重要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>表 担当課照会中</p>	<p>にあたる行為を特に問題だと考える回答が大半を占めているという結果が出ています。</p> <p>また、2020年4月には、後を絶たない児童虐待問題への対応を強化するため、親権者などによる体罰を禁止する「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(改正児童虐待防止法)」が施行されました。</p> <p>子どもが一人の人間として尊重され、個性が生かされるとともに、他人を思いやり命を大切にすることを育んでいくことが求められます。次世代を担う子ども達の権利が保障されるとともに、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できるよう支援していくことが重要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>表 担当課照会中</p>
--	--

<p>4 障害者の人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国においては、2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、「障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業者や各行政機関等に義務づけられました。</p> <p>県においては、2019年(令和元年)10月1日から「滋賀県障害差別のない共生社会づくり条例」が全部施行され、この条例により行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても「障害を理由とした差別の禁止」および「合理的配慮の提供」が義務づけられました。</p> <p>また、本市では、「もりやま障害福祉プラン2024(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)」に基づき、「真の共生社会をめざして」を基本理念として、障害者が地域のなかで、地域の人々とともに支え合いながら自立した日常生活を送るとともに、その能力を十分に発揮できるような支援体制の充実等に取り組んできました。</p> <p>しかし、道路、施設等に物理的障壁が残っているうえ、障害者に対する誤った認識や偏見からくる心理的差別も依然として存在しています。</p> <p><u>「もりやま障害福祉プラン2024」策定に係るアンケート調査では、どのようなところに、障害者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じるかについてみると、「仕事や収入」が73.5%と最も高く、次いで「教育の場」が46.9%、「街中等での周囲の視線」が42.9%という結果が出ています。</u></p> <p>市民意識調査では、障害者差別解消法の認知度が11.1%と低い結果</p>	<p>4 障害者の人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国においては、2016年(平成28年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、「障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業者や各行政機関等に義務づけられました。</p> <p>県においては、2019年(令和元年)10月1日から「滋賀県障害差別のない共生社会づくり条例」が全部施行され、この条例により行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても「障害を理由とした差別の禁止」および「合理的配慮の提供」が義務づけられました。</p> <p>また、本市では、「もりやま障害福祉プラン2018(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)」に基づき、「真の共生社会をめざして」を基本理念として、障害者が地域のなかで、地域の人々とともに支え合いながら自立した日常生活を送るとともに、その能力を十分に発揮できるような支援体制の充実等に取り組んできました。</p> <p>しかし、道路、施設等に物理的障壁が残っているうえ、障害者に対する誤った認識や偏見からくる心理的差別も依然として存在しています。</p> <p>「もりやま障害福祉プラン2021」策定に係るアンケート調査では、日常生活において障害があるために、差別や偏見、疎外感を感じることもある障害者の割合が39.4%という結果が出ています。</p> <p>市民意識調査では、障害者差別解消法の認知度が11.4%と低い結果</p>
---	--

でした。また、「障害者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、雇用に関する不利な扱いや家族、福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答が多くありました。

障害者への正しい理解と認識を深めるため、イベントや研修、パラスポーツ※16等さまざまな機会を通じて、ノーマライゼーション※17の理念や障害者差別解消法等の周知・啓発を継続していく必要があります。また、障害者が安心して生活できるまちづくりを推進するため、日中活動や住まいの場の確保、就労支援の促進、公共施設のバリアフリー化、相談窓口の充実、障害者団体や関係機関、事業所との連携の強化に努めていくことが重要です。さらに、障害者の立場や権利を守るため、虐待防止に関する啓発や虐待防止体制の構築を図るとともに、権利擁護や財産管理、成年後見制度※18の相談・支援をしていくことも必要です。

また、2025年(令和7年)10月には、滋賀県で全国障害者スポーツ大会(障スポ)が開催されました。

(2)施策の方向
表 担当課照会中

でした。また、「障害者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、雇用に関する不利な扱いや家族、福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答が多くありました。

障害者への正しい理解と認識を深めるため、イベントや研修、パラスポーツ※16等さまざまな機会を通じて、ノーマライゼーション※17の理念や障害者差別解消法等の周知・啓発を継続していく必要があります。また、障害者が安心して生活できるまちづくりを推進するため、日中活動や住まいの場の確保、就労支援の促進、公共施設のバリアフリー化、相談窓口の充実、障害者団体や関係機関、事業所との連携の強化に努めていくことが重要です。さらに、障害者の立場や権利を守るため、虐待防止に関する啓発や虐待防止体制の構築を図るとともに、権利擁護や財産管理、成年後見制度※18の相談・支援をしていくことも必要です。

(2)施策の方向
表 担当課照会中

<p>5 高齢者の人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国においては、今後も超高齢社会が進展する中、2025年(令和7年)には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、さらには<u>2043年(令和25年)</u>には、高齢者人口がピークを迎えます。</p> <p>本市では、<u>2025年(令和7年)</u>4月1日現在の高齢者人口は<u>19,394人</u>、高齢化率は<u>22.5%</u>となっており、国、県に比べ低い状況ではありますが、今後急激な高齢化が進むものと予測されています。</p> <p>また、2040年(令和22年)には、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、見守りや介護サービスのさらなる充実が必要になるとともに、サービスや支援を担う人材の不足が懸念され、高齢者自身も担い手となる時代が到来します。</p> <p>こうした中、本市では、「守山いきいきプラン<u>2024</u>(守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画)」に基づき、「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山」を基本理念とし、保健・福祉サービスの充実や、介護保険制度の円滑な運営・実施を通じて、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。</p> <p>しかし、高齢化の進展により、高齢者虐待、認知症の方に対する人権問題、高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺の被害等多くの事案が発生していることから、高齢者にかかるセーフティネットの強化を図る必要があります。</p> <p>特に、高齢者虐待については、早期発見・早期対応のため、関係機関</p>	<p>5 高齢者の人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国においては、今後も超高齢社会が進展する中、2025年(令和7年)には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、さらには<u>2040年(令和22年)</u>には、<u>団塊ジュニア世代が65歳以上となり</u>高齢者人口がピークを迎えます。</p> <p>本市では、<u>2020年(令和2年)</u>4月1日現在の高齢者人口は<u>18,314人</u>、高齢化率は<u>21.8%</u>となっており、国、県に比べ低い状況ではありますが、今後急激な高齢化が進むものと予測されています。</p> <p>また、2040年(令和22年)には、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、見守りや介護サービスのさらなる充実が必要になるとともに、サービスや支援を担う人材の不足が懸念され、高齢者自身も担い手となる時代が到来します。</p> <p>こうした中、本市では、「守山いきいきプラン<u>2018</u>(守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画)」に基づき、「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山」を基本理念とし、保健・福祉サービスの充実や、介護保険制度の円滑な運営・実施を通じて、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。</p> <p>しかし、高齢化の進展により、高齢者虐待、認知症の方に対する人権問題、高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺の被害等多くの事案が発生していることから、高齢者にかかるセーフティネットの強化を図る必要があります。</p> <p>特に、高齢者虐待については、早期発見・早期対応のため、関係機関</p>
---	--

との連携強化が求められています。また、認知症については、認知症サポーター養成講座等の機会を通じ、認知症に関する正しい知識を持つ支援者を増やす等、地域全体で取り組む認知症対策を推進するとともに、早期発見、早期支援、家族等介護者への支援の充実が必要です。

市民意識調査では、「高齢者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、家族や福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答があったほか、特に80歳以上では、「邪魔者扱いをされ、意見や行動が尊重されない」という、高齢者が個人として尊重されない行為を問題だと考える回答も多く挙げられていました。

高齢者が住み慣れた地域で、介護や支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

(2) 施策の方向
表 担当課照会中

との連携強化が求められています。また、認知症については、認知症サポーター養成講座等の機会を通じ、認知症に関する正しい知識を持つ支援者を増やす等、地域全体で取り組む認知症対策を推進するとともに、早期発見、早期支援、家族等介護者への支援の充実が必要です。

市民意識調査では、「高齢者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、家族や福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答があったほか、特に70歳以上では、「邪魔者扱いをされ、意見や行動が尊重されない」という、高齢者が個人として尊重されない行為を問題だと考える回答も多く挙げられていました。

高齢者が住み慣れた地域で、介護や支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

(2) 施策の方向
表 担当課照会中

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

国においては、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえ、2016年(平成28年)6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。また、2018年(平成30年)12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格が創設され、今後さらに外国人の在住者が増加するものと考えられます。

2025年(令和7年)3月末現在、本市には**1,282人**の外国人が生活しています。これは、総人口の1%強ですが、近年は増加傾向にあります。外国人の市民が安心して暮らせるよう、日本語教室の実施、各言語による「生活ガイドブック」の配布、外国人向けホームページの掲載、外国人児童生徒への日本語指導や学習支援等を進めてきました。

しかし、お互いの文化や習慣の違いや、言葉の理解が不十分なため円滑な意思疎通が図れない等、日常生活に支障をきたす場合もあります。

市民意識調査では、「外国人に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、地域社会に受容されづらいことを特に問題だと考える回答が多くありました。

言葉や文化の壁を超えて、外国人の市民も地域の一人として安心した生活ができる「多文化共生社会」の構築に向け、関係機関やボランティアと連携・協力を図る中、居住や雇用実態の把握に努めるとともに、医療・

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

国においては、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえ、2016年(平成28年)6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。また、2018年(平成30年)12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格が創設され、今後さらに外国人の在住者が増加するものと考えられます。

2021年(令和3年)3月末現在、本市には**1,129人**の外国人が生活しています。これは、総人口の1%強ですが、近年は増加傾向にあります。外国人の市民が安心して暮らせるよう、日本語教室の実施、各言語による「生活ガイドブック」の配布、外国人向けホームページの掲載、外国人児童生徒への日本語指導や学習支援等を進めてきました。

しかし、お互いの文化や習慣の違いや、言葉の理解が不十分なため円滑な意思疎通が図れない等、日常生活に支障をきたす場合もあります。

市民意識調査では、「外国人に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、地域社会に受容されづらいことを特に問題だと考える回答が多くありました。

言葉や文化の壁を超えて、外国人の市民も地域の一人として安心した生活ができる「多文化共生社会」の構築に向け、関係機関やボランティアと連携・協力を図る中、居住や雇用実態の把握に努めるとともに、医療・

<p>福祉・労働・防災等生活に必要な情報の提供や支援等について、きめ細やかな取組を進める必要があります。</p> <p>教育の分野では、日本語指導や生活支援を必要とする外国人の児童・生徒が増加しており、日本語指導員による支援体制の充実が求められています。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>	<p>福祉・労働・防災等生活に必要な情報の提供や支援等について、きめ細やかな取組を進める必要があります。</p> <p>教育の分野では、日本語指導や生活支援を必要とする外国人の児童・生徒が増加しており、日本語指導員による支援体制の充実が求められています。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>
---	---

<p>7 患者の人権 (1) 現状と課題</p> <p>国内では、<u>感染症やハンセン病※</u> 21等に関して、正しい知識と理解が十分普及していないために、患者や陽性者、その家族、医療従事者等に対する偏見が存在しています。</p> <p>市民意識調査では、「<u>感染者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。</u>」という設問で、「<u>差別的な言動を受ける</u>」という直接的な人権侵害を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「<u>本人の了解を得ず、感染したことを第三者に言いふらす</u>」「<u>病院での治療や入院を断られる</u>」となっており、感染症に対する不安や恐れ等に起因する差別や偏見が問題視されています。</p> <p>また、国内外で、新型コロナウイルスの感染拡大に関わる差別や人権侵害が相次ぎました。感染症については、「感染する」という特性のために、感染者を「加害者」として取り扱うような問題も生じました。ウイルスの感染よりも、差別や偏見が人々の間でより早く、より広範囲に拡大しているといっても過言ではありません。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律※23」に基づき、患者やその家族、医療従事者等への差別や風評被害が発生しないよう、感染症に関する正しい知識の普及と理解に向けた教育・啓発に努めることが必要です。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>	<p>7 患者の人権 (1) 現状と課題</p> <p>国内では、<u>新型コロナウイルスをはじめとする</u> 感染症やハンセン病※ 21等に関して、正しい知識と理解が十分普及していないために、患者や陽性者、その家族、医療従事者等に対する偏見が存在しています。</p> <p>市民意識調査では、「<u>エイズ患者・HIV * 22感染者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。</u>」という設問で、「<u>差別的な言動を受ける</u>」という直接的な人権侵害を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「<u>就職や仕事の内容、労働条件等で不利な扱いを受ける</u>」「<u>病院での治療や入院を断られる</u>」となっており、感染症に対する不安や恐れ等に起因する差別や偏見が問題視されています。</p> <p>また、国内外で、新型コロナウイルスの感染拡大に関わる差別や人権侵害が相次いでいます。感染症については、「感染する」という特性のために、感染者を「加害者」として取り扱うような問題も生じています。ウイルスの感染よりも、差別や偏見が人々の間でより早く、より広範囲に拡大しているといっても過言ではありません。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律※23」に基づき、患者やその家族、医療従事者等への差別や風評被害が発生しないよう、感染症に関する正しい知識の普及と理解に向けた教育・啓発に努めることが必要です。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>
--	--

8 性的指向・性自認等

(1) 現状と課題

人間の性については、出生時に割り当てられた性(身体的な特徴から判定された性)、好きになる性の対象や有無(性的指向)、どのような性を自分らしいと感じるか(性自認・性同一性)など、さまざまな性のありようが存在しています。多様な性のあり方を表す言葉として、現在、LGBT※24(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)が広く用いられていますが、男女のいずれにも属さないと感じる人や、性的指向を持たない人など、性のあり方は多様です。近年では、より包括的な表現として「SOGI※25(Sexual Orientation & Gender Identity:性的指向と性自認)」という言葉も用いられています。

こうした性的指向や性自認の人たちのことは、メディアをはじめ、さまざまな機会を通じて情報が広く発信されるようになりましたが、好奇の目で見ると、無理解や偏見があります。また、本人が意図しない暴露(アウトティング)等も存在し、人権が守られていないケースがあります。

国においては、2004年(平成16年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律※26」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載の変更が可能となり、2008年(平成20年)6月には、要件の一つである「現に子がいないこと」が「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

また、性的指向・性自認等に関する理解・支援が世界的に広がりを見せる中、2014年(平成26年)12月にはオリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が追加され、**2020年(令和2年)東京オリンピック・パラリンピ**

8 性的指向・性自認等

(1) 現状と課題

人間の性については、出生時に割り当てられた性(身体的な特徴から判定された性)、好きになる性の対象や有無(性的指向)、どのような性を自分らしいと感じるか(性自認・性同一性)など、さまざまな性のありようが存在しています。多様な性のあり方を表す言葉として、現在、LGBT※24(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)が広く用いられていますが、男女のいずれにも属さないと感じる人や、性的指向を持たない人など、性のあり方は多様です。近年では、より包括的な表現として「SOGI※25(Sexual Orientation & Gender Identity:性的指向と性自認)」という言葉も用いられています。

こうした性的指向や性自認の人たちのことは、メディアをはじめ、さまざまな機会を通じて情報が広く発信されるようになりましたが、好奇の目で見ると、無理解や偏見があります。また、本人が意図しない暴露(アウトティング)等も存在し、人権が守られていないケースがあります。

国においては、2004年(平成16年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律※26」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載の変更が可能となり、2008年(平成20年)6月には、要件の一つである「現に子がいないこと」が「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

また、性的指向・性自認等に関する理解・支援が世界的に広がりを見せる中、2014年(平成26年)12月にはオリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が追加され、**2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大**

<p><u>ック競技大会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記されました。さらに2023年(令和5年)6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律(LGBT法)」が施行されています。</u></p> <p><u>また、2024年(令和6年)9月から「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことにより、本市においても、県制度による宣誓を行った方については、「受領証」の提示・確認をもって、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」としての取扱いを行っています。</u></p> <p>市民意識調査からは、「セクシュアル・マイノリティ※27に関する問題」に関心を持つ人が<u>3割を超える</u>という結果が出ており、今後は、性的指向・性自認等に関する正しい理解を深めるため、教育・啓発を<u>引き続き</u>推進するとともに、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>	<p><u>会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記されています。</u></p> <p>市民意識調査からは、「セクシュアル・マイノリティ※27に関する問題」に関心を持つ人が<u>3割以下である</u>という結果が出ており、今後は、性的指向・性自認等に関する正しい理解を深めるため、教育・啓発を推進するとともに、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。</p> <p>(2) 施策の方向 表 担当課照会中</p>
---	---

<p>9 インターネットによる人権侵害</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>インターネットの普及は、自由なコミュニケーションや膨大な量の情報利用を可能にする等、私たちの生活の利便性を高めました。</p> <p>その一方で、インターネットによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み等、人権を侵害する行為が問題となっています。</p> <p>さらに、スマートフォン等が、大人はもちろんのこと、子どもたちにも急速に普及し、SNSによるいじめや誘い出し等、子どもたちが加害者や被害者となるさまざまな人権問題も発生してきています。</p> <p>市民意識調査では、「インターネットに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「根拠のない悪口で、他人の名誉を傷つける表現を掲載する」行為を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「インターネットを利用したいじめ、個人情報 の不正な取り扱い(横流しや流出等)」となり、インターネットの匿名性を悪用した人権を侵害する行為等が問題視されています。</p> <p>このようなインターネットによる人権侵害をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることを再認識する必要があります。そのためには、インターネットを利用するうえでのルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、教育や啓発を推進していくことが必要です。</p> <p>2025年(令和7年)4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対</p>	<p>9 インターネットによる人権侵害</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>インターネットの普及は、自由なコミュニケーションや膨大な量の情報利用を可能にする等、私たちの生活の利便性を高めました。</p> <p>その一方で、インターネットによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み等、人権を侵害する行為が問題となっています。</p> <p>さらに、スマートフォン等が、大人はもちろんのこと、子どもたちにも急速に普及し、SNSによるいじめや誘い出し等、子どもたちが加害者や被害者となるさまざまな人権問題も発生してきています。</p> <p>市民意識調査では、「インターネットに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「根拠のない悪口で、他人の名誉を傷つける表現を掲載する」行為を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「インターネットを利用したいじめ、個人情報 の不正な取り扱い(横流しや流出等)」となり、インターネットの匿名性を悪用した人権を侵害する行為等が問題視されています。</p> <p>このようなインターネットによる人権侵害をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることを再認識する必要があります。そのためには、インターネットを利用するうえでのルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、教育や啓発を推進していくことが必要です。</p> <p>また、日頃より国や県等の関係機関と連携を図るとともに、インターネットによる人権侵害についての実情を把握し、人権侵害が発生した時に</p>
---	--

処法(略称 情プラ法))が施行され、インターネット上の人権侵害情報に対して、大規模プラットフォーム事業者が迅速な対応を行うことなどが決められました。引き続き、国や県と連携した取組を図るとともに、インターネットによる人権侵害についての実情を把握し、人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう、職員・教職員等の資質向上に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向 表 担当課照会中

適切な相談や対応ができるよう、職員・教職員等の資質向上に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向 表 担当課照会中

<p>10 その他の人権</p> <p>前述してきた9つの人権課題以外にも、社会情勢の変化に伴い、社会的に少数であったり、援助を必要としたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな人権課題が存在しています。これらの人権課題についても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。</p> <p>○ 災害発生時の人権問題</p> <p>東日本大震災<u>などの大規模災害においては</u>、多くの人々が避難生活を強いられました。その避難生活の中でプライバシーが守られないことや、高齢者や障害者、女性、乳幼児等に対して十分に配慮が行き届かない等、多くの問題がみられました。また、福島第一原子力発電所の事故では、被災地からの避難者に対する差別や偏見も社会問題となりました。</p> <p>近年、大型台風や豪雨による水害等自然災害が発生しており、災害時においても、人権尊重の視点に立った対応や配慮が必要です。</p> <p>○ ホームレスの人権</p> <p>仕事の減少や倒産・失業等、やむを得ない事情でホームレスとなり、自立の意思がありながら、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しています。</p> <p>ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせ等の人権侵害もたびたび発生しています。</p>	<p>10 その他の人権</p> <p>前述してきた9つの人権課題以外にも、社会情勢の変化に伴い、社会的に少数であったり、援助を必要としたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな人権課題が存在しています。これらの人権課題についても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。</p> <p>○ 災害発生時の人権問題</p> <p><u>2011年(平成23年)3月11日に東日本大震災が発生し</u>、多くの人々が避難生活を強いられました。その避難生活の中でプライバシーが守られないことや、高齢者や障害者、女性、乳幼児等に対して十分に配慮が行き届かない等、多くの問題がみられました。また、福島第一原子力発電所の事故では、被災地からの避難者に対する差別や偏見も社会問題となりました。</p> <p>近年、大型台風や豪雨による水害等自然災害が発生しており、災害時においても、人権尊重の視点に立った対応や配慮が必要です。</p> <p>○ ホームレスの人権</p> <p>仕事の減少や倒産・失業等、やむを得ない事情でホームレスとなり、自立の意思がありながら、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しています。</p> <p>ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせ等の人権侵害もたびたび発生しています。</p>
---	--

私たち一人ひとりがホームレスのおかれているこうした状況を理解し、就労機会や住居の確保、生活相談等社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

○ 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等の二次的な被害に苦しめられています。

犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、周囲の人々による正しい理解が必要です。

○ 刑を終えて出所した人とその家族の人権

刑を終えて出所した人、保護観察中の人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人の家族は、家族というだけで誹謗中傷等の人権侵害を受けることがあります。このような被害を防ぐためには、市民一人ひとりの人権意識の向上が求められています。

私たち一人ひとりがホームレスのおかれているこうした状況を理解し、就労機会や住居の確保、生活相談等社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

○ 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等の二次的な被害に苦しめられています。

犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、周囲の人々による正しい理解が必要です。

○ 刑を終えて出所した人とその家族の人権

刑を終えて出所した人、保護観察中の人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人の家族は、家族というだけで誹謗中傷等の人権侵害を受けることがあります。このような被害を防ぐためには、市民一人ひとりの人権意識の向上が求められています。

○ 北朝鮮拉致被害者の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。

日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年(平成14年)10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得いく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的人権侵害行為であり、我が国の国民的問題として、私たち一人ひとりが認識を深め、世論を高め、国際社会と協力していく必要があります。

○ アイヌ※28の人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降いわゆる同化政策等により、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

そのような中、2019年(令和元年)5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々を先住民族と認め、アイヌ施策の総合的な推進に関する事などが定められました。

○ 北朝鮮拉致被害者の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。

日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年(平成14年)10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得いく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的人権侵害行為であり、我が国の国民的問題として、私たち一人ひとりが認識を深め、世論を高め、国際社会と協力していく必要があります。

○ アイヌ※28の人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降いわゆる同化政策等により、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

そのような中、2019年(令和元年)5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々を先住民族と認め、アイヌ施策の総合的な推進に関する事などが定められました。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しており、正しい理解と知識を深める必要があります。

○ ゲノム情報(遺伝情報)

2023年(令和5年)6月に施行された「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されることが見込まれます。ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていく必要があります。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しており、正しい理解と知識を深める必要があります。

新	旧
<p>第5章 計画の総合的な推進</p> <p>1 推進体制</p> <p>庁内組織については、「守山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、さまざまな人権施策を推進する必要があることから、「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」のもとに、総合的かつ効果的な取組を進めます。さらに、市民組織については、関係機関・団体の代表者、有識者等で構成する「<u>守山市人権尊重のまちづくり審議会</u>」や市民主導の「守山市まちづくり人権教育推進協議会」の組織を生かし、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の学習や啓発活動等に取り組みます。</p> <p>2 関係機関・団体との連携</p> <p>この計画の推進にあたって、国、県等の関係機関、自治会、市民団体、企業等との連携を強化し、効率的・効果的な人権施策の実施に取り組みます。</p> <p>3 計画の進行管理</p> <p>この計画の実施状況を年度ごとに点検・評価し、必要に応じて、市民意識調査等の実態調査を行い、次年度以降の施策や事業の展開に反映します。</p> <p>「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」および「守山市人権尊重のまちづくり<u>審議会</u>」において、各事業の進捗状況の確認を行い、適切な人</p>	<p>第5章 計画の総合的な推進</p> <p>1 推進体制</p> <p>庁内組織については、「守山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、さまざまな人権施策を推進する必要があることから、「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」のもとに、総合的かつ効果的な取組を進めます。さらに、市民組織については、関係機関・団体の代表者、有識者等で構成する「<u>守山市人権尊重のまちづくり推進協議会</u>」や市民主導の「守山市まちづくり人権教育推進協議会」の組織を生かし、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の学習や啓発活動等に取り組みます。</p> <p>2 関係機関・団体との連携</p> <p>この計画の推進にあたって、国、県等の関係機関、自治会、市民団体、企業等との連携を強化し、効率的・効果的な人権施策の実施に取り組みます。</p> <p>3 計画の進行管理</p> <p>この計画の実施状況を年度ごとに点検・評価し、必要に応じて、市民意識調査等の実態調査を行い、次年度以降の施策や事業の展開に反映します。</p> <p>「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」および「守山市人権尊重のまちづくり推進協議会」において、各事業の進捗状況の確認を行い、適切</p>

権施策の実施に取り組みます。

な人権施策の実施に取り組みます。